

いわき市農業委員会第21回総会議事録

1 開催日時

令和2年1月21日(火) 9時30分から11時30分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(33人)

(1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直		
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(10人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(1人)

16 木幡仁一

5 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

総会を始める前に、蛭田元起職務代理者よりお話がございます。

3 番
蛭田委員

皆様、おはようございます。

私から報告があります。

いわき市農業委員会の広報紙である農業委員会だより183号（2019年10月1日発行）が、第36回農業委員会情報紙コンクールにおいて、福島県農業会議会長賞の最優秀賞を受賞し1月15日に賞状と盾を受賞して参りました。

また、第26回農業委員会だより全国コンクールに福島県の代表として推薦され、全国大会に臨むことになりました。

全国的なレベルにはまだかとは思いますが、今後も努力して参りますので、皆様のご助力、ご支援をお願いします。

以上、報告いたします。

事務局
(鈴木次長)

それでは、進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第21回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第21回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

○【資料2】農地移動適正化あっせん基準の変更認定について

○【資料3】農業者年金加入状況・受給状況内訳

○【資料4】広報紙先進地視察研修の実施について

○【資料5】農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

○【資料6】令和元年台風第19号等災害義援金報告書

○【資料7】いわき伝統野菜フォーラム2020の開催について（通知）

○【資料8】農地法第51条第1項に該当する事案に係る経過報告

○農業委員会だより第184号

○農地利用最適化推進委員名簿

以上、12点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

続きまして、農業委員会憲章唱和でございしますが、唱和のご発声

事務局 (鈴木次長)	を、議席番号20番、岡田光男委員よりお願い致します。
20番 岡田委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、 「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 －憲章唱和－
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第21回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 皆様、あけましておめでとうございます。 先日、福島県で農業委員会会長、事務局長の会議がありまして、鈴木理県会長から、常日頃の許認可業務に併せて、法令遵守と綱紀粛正を図って欲しいとの話がありました。 また、農業委員会だよりが7年ぶりに県農業会議の最優秀賞を受賞したということで、蛭田元起編集委員長と一緒に授賞式に参加してきました。 県農業会議の評価でも、バランスの取れた紙面に仕上がっているということで、編集委員の7名の皆様の努力の賜物であろうと思います。 農業委員会だよりは、農業委員会の活動を広く農家に知らせる手段でありますし、この手段しかないという自負を持っておりました。 3か月に一度、農家の手に届くという貴重な情報紙であります。この賞を励みに情報発信活動を進めていただきたいと思います。 去年は、広報活動の研修として山形県に行きました。 歴代の編集委員長は、三代に渡り研修には行けませんでした。 予算の都合をつけていただき、昨年度に続き、今年度も研修に行けるという貴重な機会を活かしていただきたいと思います。 なお、今年度は東京での研修を予定しているということで、広報活動にさらに力を入れていきたいと考えます。 一去年の7月の第1回総会から第16期がスタートしたわけですが、約半期が終わりました。 令和2年となり、新たな気持ちで半期をスタートすることになり

草野会長	ます。 我々の責任は、総会出席を始め、日頃の農業委員として活動が必須であります。 農業委員になれなかった方々の思いを背負っているのだということを認識していただきたいと思います。 本日の総会は定例となります、農地法に係る許可申請等の審議を頂きます。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します、挨拶とさせていただきます。
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。
議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席者は、議席番号16番、木幡仁一委員でございます。 現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第21回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号20番 岡田 光男 委員 21番 和田 正人 委員 また、書記は事務局をお願い致します。
議 長 (草野会長)	なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

－総会議案書 2 ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

説明致します。

議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」において、訂正が 2 件ございます。

議案第 5 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において、訂正が 1 件ございます。

詳細につきましては、議案説明の際に担当者から説明いたします。

また、議案第 8 号、「いわき市農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について」において、事前にお配りしております資料の訂正による差し替えがございます。

こちらは、本日お配りしております訂正差し替えの資料をご参照願います。

資料の訂正差し替え内容を記載しておりますが、訂正については、いわき市農業振興地域整備計画案のページ中段において、農用地面積の見直し後の面積に訂正が生じているものでございます。

これに伴いまして、資料 1 の 2 及び 1 の 5 を本日お配りしている資料に差し替えをお願い致します。

最後に、本日お配りしております、許可申請に係る意見及び決定理由書について、より一層の審査の適正化さや許可決定の明確化を図るため様式を変更させていただきましたので、ご承知置き願います。

私からの説明は以上です。

議 長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

議案書の 3 ページをお開き願います。

事務局 (草野係長)	－議案第 1 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
8 番 箱崎委員	議長。 議席番号 8 番、箱崎寿正です。 議案の中に、親族がおりますので、一時退出の許可をお願いします。
議 長 (草野会長)	箱崎委員の申し出を認めます。 一時退出を願います。 －箱崎委員退出－
議 長 (草野会長)	それでは、議事を進めます。 事務局お願いします。
事務局 (石島主任)	それでは、説明させていただきます。 議案説明書 2 ページをお開き願います。 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。 説明の前に 2 点訂正がございます。 議案説明書 3 ページをお開きください。 3 番の申請土地の表示の所在地番が常磐地内と記載がありますが、正しくは常磐地内外 1 筆でございます。 続きまして議案説明書 4 ページをお開きください。13 番の稼働力人が 10 と記載がありますが、正しくは 3 でございます。 修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。 それでは議案についてご説明致します。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1 番、申請地は平、地目は田及び畑、面積は田 2,265 m²、畑 347 m²でございます。 権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。 外 5 件、6 番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、7 番、申請地は平、地目は田、面積は 3,005 m²でございます。 権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。 外 2 件、9 番までは贈与による所有権の移転でございます。 続きまして、10 番、申請地は平、地目は田、面積は 954 m²ござ

事務局 (石島主任)	います。 権利移動事由は交換による所有権の移転でございます。番号 11 番の土地と交換となります。 外 1 件、11 番までは交換による所有権の移転でございます。 続きまして、12 番、申請地は平、地目は田、面積は 752 m²でございます。 権利移動事由は賃借権の設定でございます。 続きまして 13 番、申請地は平、地目は畑、面積は 16,019 m²です。 権利移動事由は区分地上権の設定でございます。 当該申請地には農地法第 5 条許可に基づく営農型太陽光発電設備が設置されており、本設備の設置者と下部農地の営農者が別であることから、区分地上権を設定するものです。当営農型太陽光発電設備は一時転用により設置されたものであり、この農地法第 5 条許可による一時転用の期間を更新することに伴い、区分地上権についても期間を更新するものです。 今月の 3 条申請面積は、田 41,064 m²、畑 16,602 m²、合計 57,666 m²となります。 番号 1 番から 13 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
13番 鈴木理委員	議席番号13番、鈴木理です。 番号 1 番から 6 番及び12番、13番につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局からお願い致します。
事務局 (石島主任)	番号 7 番から 9 番については贈与、番号 10 番、11 番については交換による申請であるため、事務局のみで現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。

議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 それでは、箱崎委員、入室を許可します。 －箱崎委員入室－
議 長 (草野会長)	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 5 ページをお開き願います。 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。 議案説明書 6 ページをお開き願います。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は 923 m²、転用目的は太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、申請人は人手不足等により稲作に絞って営農しており、当該農地を休耕地としております。この農地を含む一帯が耕作されておらず、近隣農地への影響及び農地管理の労力の軽減を考え近隣地権者が話し合い、一帯に太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 以上 1 件、面積は、田 0 m²、畑 923 m²、合計面積は 923 m²となります。

事務局 (府川主査)	説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
14番 蛭田委員	議席番号14番、蛭田秀史です。 番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	ただいまの報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問がないようですので、お諮り致します。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 5 ページをお開き願います。 【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (草野係長)	議案説明書 7 ページをお開き願います。 議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願いについてご説明致します。 議案説明書 8 ページをお開き願います。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、取消願いの土地は小川町、登記地目は畑、転用面積は 394.19 m ² 、転用目的は資材置場、駐車場です。

事務局 (府川主査)	本案件は、令和元年8月26日付けで許可された、農地法第4条の許可の取消しでございます。 取消理由は、申請地周辺の地形が傾斜地で、かつ、道路の幅員も狭いことから、農作業の効率化を図るため農業用機材等用の資材置場及び駐車場を設置したいという案件でありましたが、申請面積に誤りがあったため、許可の取消しを行うものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号1番につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の6ページをお開き願います。 －議案第4号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書9ページをお開き願います。 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決

事務局
(府川主査)

定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

説明に入る前に資料の訂正が1点ございます。

議案説明書10ページをお開き願います。

番号3番の譲受人ですが、記載に誤りがありました。訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは説明に移らせていただきます。

番号1番、申請地は平外27筆、登記地目は畑、転用面積は16,019㎡のうち97㎡、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は営農型太陽光発電設備（一時転用）です。

営農型発電設備につきましては、支柱部分のみが転用となり、空中に設置されるパネル部分は転用扱いとはならないことから、転用面積がこの数値となっています。

また、営農型発電設備での許可の場合は一時転用での許可であり、3年ごとに許可を得る必要があります。当該案件は平成26年2月13日に許可され、平成29年に更新されております。

なお、平成30年5月15日に国から通知があり、条件に合致すれば転用期間が10年に延長され、当該案件は営農者が担い手であることからこれに該当します。

事業実施の確実性につきましては、本営農型発電設備は今回2回目の更新であり、営農にもほぼ影響がみられないことから、今後も継続して設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は金山町、登記地目は田、転用面積は980㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、労働力不足などから休耕田となった土地を、太陽光発電事業を行っている法人が譲り受け、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号3番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は1,369㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、労働力不足や譲受人の体調不良などから休耕畑となった土地を、太陽光発電事業を行っている法人が譲り受け太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は、四倉町他1筆、登記地目は田、転用面積は791㎡、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は高齢化と農業後継者

事務局 (府川主査)	がみつからないことから、耕作面積を縮小してきております。 そのため、農地が荒廃して周囲に迷惑をかけることを防止すること、及び、農業収入の減少を補填するため太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 番号5番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は94㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地の拡張です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人の住宅への進入路は幅員が約2mしかなく、かつ、自宅敷地は車の方向転換をするスペース也没有ありません。このため、当該農地を駐車スペースとし既存宅地の駐車スペース部分を回転場としたいという案件であり、事業実施は確実です。 番号6番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は268㎡、権利の移動事由は使用貸借権の設定、転用目的は駐車場です。 事業実施の確実性につきましては、設定人が現在使用している駐車場が狭く、来客の際等に近隣の道路に自動車を路上駐車されてしまっている状況にあり、これを解消するため、新たに駐車場を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 以上6件、面積は田1,771㎡、畑1,828㎡、合計3,599㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
15 高木委員	議席番号15番、高木眞一です。 番号1番から6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようですので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議なしとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。
	次に、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 6 ページをお開き願います。 【議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 12 ページをお開き願います。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明致します。 議案説明書 13 ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、事業計画変更地内の農地は常磐、登記地目は畑、転用面積は 105.73 m²です。 転用目的は、携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地(一時転用)です。 本申請地は農地法第 5 条許可を受けている土地で、許可年月日は令和元年 9 月 26 日です。 変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は、令和元年 9 月 26 日から令和元年 12 月 25 日まで、変更後の期間は、令和元年 9 月 26 日から令和 2 年 3 月 31 日まで です。 変更事由は、建設部材の枯渇により当該工事の工期が延びたことにより一時転用期間を変更するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 番号 2 番、事業計画変更地内の農地は、小川町、登記地目は畑、転用面積は 257.23 m²です。 転用目的は、携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地(一時転用)です。 本申請地は農地法第 5 条許可を受けている土地で、許可年月日は令和元年 5 月 24 日です。 変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は、令和元年 5 月 24 日から令和元年 8 月 23 日まで、変更後の期間は、令和元年 5 月 24 日から令和 2 年 5 月 23 日までで

事務局 (府川主査)	す。 変更事由は、建設部材の枯渇により当該工事の工期が延びたことにより一時転用期間を変更するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号 1 番及び 2 番の議案につきましては、転用許可の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 8 ページをお開き願います。 －議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書の 14 ページをお開き願います。 議案第 6 号、現況確認証明願いについてでございます。 次の 15 ページをお開き願います。

事務局 (金成主査)	また、現地調査位置図も併せてご覧ください。 番号1番、土地の表示については川前町、地目については、公簿地目は畑、現況は山林でございます。 面積は165㎡でございます。 非農地化した経緯については、当該地は、昭和30年頃相続しましたが、山林に接続し耕作に不向きな土地であったため、昭和50年頃から耕作できずにいたところ、樹木が繁茂し山林化し現在に至っております。 この度は、地目を現況に合わせるため、現況確認証明願いが提出されております。 以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 番号1番について、現地調査を実施した結果、山林化しております。 以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、山林化していると判断できるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第6号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 (早水係長)	議案書の9ページをお開き願います。 －議案第7号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書16ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第19号から20号の内容について説明致します。 次のページをお開き願います。 第19号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。 実施地区は平。 買い手1名、売り手1名、対象筆数、田2筆、面積、田4,265㎡となっております。 第20号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は平、四倉。 借り手6名、貸し手8名、対象筆数、田61筆、面積、田55,579.48㎡となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、令和元年度第19号。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和2年1月31日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地所有権移転個人別表」でございます。 番号1番、土地の所在は平外1筆、現況地目は田、面積4,265㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、令和元年度第20号。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和2年1月31日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用権設定地区別総括表については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。

事務局 (金成主査)	農用地利用権設定個人別表でございます。 番号 1 番、土地の所在は四倉、現況地目は田外13筆、面積13,419㎡、外13件、詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、第19号から20号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 7 号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 7 号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 8 号、いわき市農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の10ページをお開き願います。 併せて、事前にお配りしている資料 1 の 1 から 1 の 6 をご準備願います。 －議案第 8 号を朗読し、審議事項を説明－ なお、当該計画の変更内容の説明につきまして、本日、市農業振興課より担当職員をお呼びしております。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 8 号について説明がありましたが、ここで議案第 8 号の審議にあたり、市農業振興地域整備計画の変更案の説明のため、市農業振興課職員の入室を許可致します。 －市農業振興課担当者（高萩主査）入室－

議 長
(草野会長)

それでは、市農業振興地域整備計画の変更案の説明をお願い致します。

市農業振興課
高萩主査

市農業振興課の高萩でございます。

それでは、説明させていただきます。

はじめに、いわき市農業振興地域整備計画でございますが、いわき市が、振興すべき農地を設定する計画となっております。

市の農業振興地域として設定されていることが補助金の条件となっているものもございます。

例えば、この計画に掲載されていることで、圃場整備の補助金や、中山間地直接支払い制度の対象となるなどがございます。

続いて、この度の計画の見直しですが、総合見直しということで、市全体の計画を見直しているところでございます。

この他に、随時見直しを実施しております。

この度の総合見直しについては、市全体を概ね5年に1度見直すものでございます。

ただし、前回の総合見直しが平成18年でございまして、概ね5年ですと平成23年となりますが、東日本大震災の影響で今まで見直しを延期しており、今回の見直しとなったものであります。

総合見直しが必要となった経緯については、震災からの復興計画が一通り終了したことや、都市計画のマスタープラン等を鑑みながら、平成30年度から2か年で総合見直しに着手したところでございます。

資料1をお開き願います。

今回、農業委員会に照会させていただいた内容でございます。

今般は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合見直しを行うにあたっては、関係団体の意見を徴収することとされていることから、農業委員会に対しまして照会をさせていただいているところでございます。

資料1の2については、変更理由書ということで、変更内容が記載されております。

総合見直しにあたり、編入と除外の面積等を記載させていただいております。

編入が約3.5ha、除外が約160haでございます。

除外については、主に山林化したり、利用が見込まれない農地について、地域の要望を受け現地調査を実施し除外としたところでございます。

編入、除外の詳細の筆の情報については、資料1の5に地番等も含め記載させていただいております。

市農業振興課
高萩主査

資料１の３でございますが、今般の総合見直しにあたり策定方針を記載したものでございます。

例えば、都市計画の見直しに鑑み変更されているところの整合性を図ることや、地元の農家の方からの意向調査を受けるアンケート調査、ＪＡの支店での説明会や意見交換、農事組合単位での集落座談会など、ご意見ご要望を伺いながら見直しを進めたところでございます。

さらに、関係団体及び有識者等で構成する、いわき市農業振興地域促進協議会で計画案を策定したところでございます。

資料１の４については、今回の計画書の案ということでございます。

計画にあたり、各地区の状況や今後どのようにしていくのかなどを記載しております。

各地区の今後の地区の方針、生産基盤の強化に向けた圃場整備の計画等も記載しております。

併せて、農地の保全や管理についての方向性、国の方針等も記載しております。

また、地図も作成しておりますが、地図については会場の右手側に貼っている内容でございます。

最後に、総合見直しの今後の流れでございますが、今回照会させていただいておりますが、回答を受けて、福島県との協議を行い、その後、市民に広く公表し異議申し立て期間を経て、最終的にもう一度福島県との協議を行い計画の策定とする予定でございます。

最終的な公告については、令和２年３月末を予定しております。
説明は、以上でございます。

議 長
(草野会長)

只今、市の担当者より説明がありましたが、委員の皆様からご質問はございますか。

12番
佐川委員

議席番号12番、佐川良平です。

２点お尋ねします。

前回の総合見直しにおいては、区長宛てに文書を送ったと記憶しておりますが、今回、農事組合長宛てに送ったという理由はありますか。

２点目ですが、今後の流れの中で、地域住民の意見を聞く機会があるかと思いますが、これについて具体的な内容がわかれば説明をお願いします。

市農業振興課
高萩主査

区長から農事組合長宛てに変更になった点についてですが、一番大きな点は個人情報取扱いで変わっております。

前回、区長宛てということで、今回も検討しましたが、地区によっては区長の名簿をいただかず、市内画一的な対応が困難な状況でありました。

農事組合ですと農家の集まりであり、J Aの協力をいただき対応させていただいたところです。

2点目の、地域住民の意見を聞く機会でございますが、計画案を公表後、異議申し立ての期間の中で計画して、市民の皆様から意見をいただきたいという内容でございます。

公表後概ね30日程度の期間を設けておりますので、その期間でご意見をいただければ、計画と照らし合わせて検討させていただきます。

議 長
(草野会長)

その他、ご質問はございますか。

－質問無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、これより当該計画変更案に対するご意見をお聴き致します。

なお、市の担当者の方には、ここで退室願います。

本日はお忙しいなか、説明のためお越し頂きありがとうございます。

－市農業振興課担当者（高萩主査）退出－

議 長
(草野会長)

それでは、引き続き審議を続けます。

当該計画変更案にご意見のある方は、挙手願います。

－挙手者無し－

議 長
(草野会長)

ご意見がないようですので、お諮り致します。

議案第8号について、意見なしとすることにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 8 号、いわき市農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、農業委員会の意見はなしと致します。 次に、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
13番 鈴木委員	議長。 議席番号13番の鈴木理です。 少し、休憩をいただきたいのですがいかがでしょうか。
議 長 (草野会長)	それでは、ここで、10分間の休憩といたします。 議事の再開は、11時とします。 —10分間休憩—
議 長 (草野会長)	それでは、議事を再開します。 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の11ページをお開き願います。 —報告第 1 号を朗読、専決事項を説明— 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の25ページをお開き願います。 農地法第 3 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は平、登記地目及び面積は田928㎡、権利を取得した日は令和元年10月20日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年11月29日でございます。外22件ございました。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書30ページをお開き願います。 権利取得面積は田104,277㎡、畑36,982㎡、合計141,259㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地

議 長 (草野会長)	転用届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (草野係長)	議案書の12ページをお開き願います。 ー報告第2号を朗読、専決事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の31ページをお開き願います。 農地法第4条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は錦町、登記地目は畑、面積は454㎡、転用目的は太陽光発電設備敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は令和2年2月1日、受理年月日は令和元年12月5日でございます。外2件ございました。 転用面積は田991㎡、畑454㎡、合計1,445㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (草野係長)	議案書の13ページをお開き願います。 ー報告第3号を朗読、専決事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の33ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は勿来町、登記地目は畑、面積は62㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は令和2年12月1日、受理年月日は令和元年12月5日、外14件ございました。 議案説明書37ページをお開き願います。 転用面積は田6,797.83㎡、畑1,232.51㎡、合計8,020.34㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の14ページをお開き願います。 ー報告第4号を朗読し、報告事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書 38 ページをお開き願います。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。 次の 39 ページをお開きください。 1 番、土地の表示は平、地目は田、面積は 954 m²でございます。 土地の引渡し時期は令和元年 12 月 19 日でございます。 外 3 件、今月の農地法 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知は、田 3,959 m²、畑 0 m²、合計 3,959 m²でございます。 以上、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第5号、農地移動適正化あっせん基準の変更認定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の15ページを、お開き願います。 【報告第5号を朗読し、報告事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書の40ページをお開きください。 農地移動適正化あっせん基準の変更認定について、ご報告致します。 次の、41ページをお開きください。 農地移動適正化あっせん事業については、農地移動適正化あっせん事業実施要領及び、県知事の認定を受けた、農地移動適正化あっせん基準に基づいて実施しております。 今般、農業、農地事情の変動等を踏まえ、農地移動適正化あっせん基準について、所要の変更が必要となったものであり、県知事に対し変更申請を行ったところ、令和元年12月26日付けで認定をうけたため報告するものです。 次の、42ページをお開きください。

事務局 (金成主査)	42ページから46ページまでは、変更の認定を受けた農地移動適正化あっせん基準です。 42ページから44ページまでは細かな文言の訂正を行っております。 45ページについては、あっせんを行う基準となる農業経営面積です。 いわき市農林業センサスの平均経営面積を基準に、86 a 以上の面積を設定しております。 46ページについては、あっせんにより農地を譲り受けるべき対象者が2名以上いる場合の参考面積です。 2名以上のあっせん対象者がいる場合、別表2との格差が小さいものが優先的にあっせんを受けることとなります。 また、別表2の経営面積は、いわき市が作成した、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき設定しております。 以上、農地移動適正化あっせん基準が改められ、その変更について、福島県知事の認定を受けたので報告します。 なお、変更認定を受けた農地移動適正化あっせん基準については、早期に公示を行う予定です。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。 以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 次に、その他に移ります。 まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	事務局から、お配りいたしました資料について御説明致します。 1 【資料3】 農業者年金加入状況・受給状況内訳 ➡説明した。 2 農業委員会だより第184号 ➡説明した。 3 【資料4】 広報紙先進地視察研修の実施について ➡説明した。 4 【資料5】 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 ➡説明した。 5 【資料6】 令和元年台風第19号等災害義援金報告書 ➡説明した。 6 【資料7】 いわき伝統野菜フォーラム2020の開催について（通知） ➡周知した。

事務局 (野木係長)	7 農地利用最適化推進委員名簿 ➡配布した。
事務局 (金成主査)	8 農地パトロール（南部地区）について ➡説明した。
事務局 (草野係長)	本年度総会で審議いただきました農地法第51条第1項に該当する事案について、現在までの処理経過を報告致します。 資料8をお開き願います。 －資料8、違反転用事案の処理経過について説明－ 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 委員の皆様から何かございますか。
11番 新妻委員	議席番号11番、新妻信夫です。 農薬散布ドローン操縦体験、展示会についてご案内させていただきます。 －農薬散布ドローン操縦体験、展示会についてチラシを配付し周知した－
2 番 坂本委員	議席番号2番、坂本和徳です。 私事ですが、先日、いわき市ふるさと発信課の依頼で取材を受けました。 日曜日に放送されるシルミルいわきというテレビ番組の取材で、市では初めて農関係のものだそうです。 市でも野菜アンバサダーというのを市魅せる課で実施していて、その一連の活動の中で、取材を受けました。 4月26日（日）16時25分から、福島放送で5分ほどの放送予定だそうですので紹介します。
12番 佐川委員	議席番号12番、佐川良平です。 提案でもあり、要望ですが、昨年10月に発行されました農業委員会だよりについてです。 その農業委員会だよりの中に、市の耕作放棄地対策協議会というのが開かれていて、市農業委員会の他に、県いわき農林事務所とか農協等が参加して開かれているということなのですが、当農業委員会でも耕作放棄地について、年1回でも話し合いの場を設けていただいて、皆さんの知恵を出し合えば、何か有効な手立てが出てくるかもしれません。

12番 佐川委員	年1回でもよいので、話し合いの場があれば良いのではないかと思います、提案します。
草野会長	年頭のあいさつで、JA福島さくらいわき地区本部に伺って、根本本部長に、鈴木理前会長から提案いただいていたのですが、農協の理事の方との話し合いを企画したいという要請もして参りました。 佐川委員の提案とかみ合わせて、私個人としても取り組んでいきたいと考えておりますので、検討したいと思います。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 今、佐川委員、草野会長からもお話ありましたが、会長が磐城農業高等学校の学校長と懇談されたと伺い、非常に良いことだと思います。 私も会長時代に考えておりましたが、実現には至りませんでした。 懇談は、草野会長から申し入れたのですか、それとも、磐城農業高等学校側から話があったのですか。
議 長 (草野会長)	鈴木理県会長が以前から、福島大学で農学部を創って欲しいという熱意をもって取り組まれ、やっと農学部ができた。 私も常々、産学官の連携が必要と考えていて、産は我々農業、学は農業高校などの農業の教育機関、官は行政ということで、この3つがうまくリンクして、農政に立ち向かっていく必要性を感じています。 この想いを、市農林水産部の本田部長のお話したところ、賛同を得られたことから、市からアポイントメントを取っていただき、市担当者と同席のうえ学校長等とお会いしてきました。 内容としては、農業高校の現状を伺ってきました。 一番驚いたのが、生徒で7割が女性であることです。 今後、子供の数の減少から統合なども検討に入っているそうですが、農業高校が存続する限り、最新技術を率先して取り入れ進めているということですので、そういった情報を共有しながら、我々農業委員も関心を持っていきたいと考えます。 将来、磐城農業高等学校から福島大学農学部に行って、また地元に戻って活躍してもらえる人材に期待をしています。 そういったことの一端として、コンタクトを取らせていただきました。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

磐城農業高等学校の生徒が、将来農業者として就農に結びつかないと、我々の意義が見い出せなくなりますので、今後とも努力いただきたいと思います。

それから、先ほど事務局から、台風19号等のいわき市の義援金の数字を発表していただきましたが、全国農業会議所からも福島県農業会議に連絡が来まして、2月の10日を目途に、福島県知事に全国から集まった義援金を渡す手続きを進めているとのことでした。

以上、お知らせします。

議 長
(草野会長)

只今の説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。

それでは、その他、特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第21回総会を閉会致します。